平成２４年（フ）第２０５５号
北海道千歳市幌加731番地の113
債務者　井上　仁美
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０５８号
札幌市西区西町北９丁目１番５―105号
債務者　山下　洋介
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０７８号
札幌市西区西野８条４丁目６番18号
債務者　辻　美由妃
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１０３号
札幌市白石区本郷通10丁目北１番８―203号
債務者　遠田　京佐
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９号
北海道稚内市こまどり４丁目８番１号　第２ＳＴコーポ１Ｆ右
債務者　小野寺裕子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第１１０号
群馬県館林市当郷町199番地の10
債務者　武田　功一
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３５号
群馬県館林市当郷町199番地の10
債務者　武田　紀美（旧姓山守）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２２０号
群馬県高崎市上中居町556番地３　ハイネスシマミ305
債務者　高津　　純
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２２２号
群馬県高崎市剣崎町1160番地２　ＨＯＸ剣崎101号
債務者　高橋　達也
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６３３号
埼玉県富士見市関沢３丁目34番11号　玉川荘207、前住所埼玉県富士見市諏訪２丁目７番22号
債務者　高橋　旦一
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１９号
千葉県銚子市愛宕町3596番地
債務者　赤松　一美
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
千葉県山武市成東3077番地
債務者　今関　浩二
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３２４号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目41番12号　メゾン・エルニド101号
債務者　小山　　仁
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３３６号
相模原市中央区上溝3812番地　ヒルサイドテラスＫＡＭＩＭＩＺＯ403号室
債務者　小野　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３３７号
相模原市中央区横山３丁目19番３号　グッドリバー横山105
債務者　金子　　勝
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３５３号
相模原市中央区相模原４丁目３番20―1413号
債務者　尾崎　あい
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３６１号
相模原市緑区橋本５丁目30番９号　コーポ井上102号
債務者　櫻井　輝彦
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部